

仙台市教育委員会訓令第十号

仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（勤務時間、休暇等） 第二条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市訓令第七号。以下「市訓令」という。）の適用を受ける会計年度任用職員について定められているものの例による。この場合において、市訓令第十二条第二項及び第四項第一号、附則第二項第二号並びに別表第三備考1ア中「人事課長」とあるのは「教育人事部人事課長（教育職員に係るものにあつては、教育人事部教職員課長）」と、市訓令第三十条（見出しを含む。）及び第三十一条中「総務局長」とあるのは「教育長」とする。	（勤務時間、休暇等） 第二条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市訓令第七号。以下「市訓令」という。）の適用を受ける会計年度任用職員について定められているものの例による。この場合において、市訓令第十二条第二項及び第四項第一号、附則第二項第二号並びに別表第三備考1ア中「人事課長」とあるのは「教育人事部人事課長（教育職員に係るものにあつては、教育人事部教職員課長）」と、市訓令第三十一条（見出しを含む。）及び第三十二条中「総務局長」とあるのは「教育長」とする。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

（教育局教育人事部人事課）